

【損失額の合理的な計算方法】

■ 雑損控除の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

■ 住宅に対する損失額の計算

- ・ 損失額 = (住宅の取得価額 - 減価償却費累積額相当額) × 被害割合
- ・ 住宅の取得価額が明らかでない場合は、「1㎡当たりの工事費用×総床面積」で計算します。

■ 家財に対する損失額の計算

- ・ 損失額 = (家財の取得価額 - 減価償却費累積額相当額) × 被害割合
- ・ 家財の取得価額が明らかでない場合は、「家族構成別家庭用財産評価額」を使用します。

車両に対する損失額の計算

- ・ 損失額 = (車両の取得価額 - 減価償却費累積額相当額) × 被害割合

【具体例】

●配偶者と18歳未満の子の世帯主である国税太郎さんは、令和元年9月の台風15号により、次の被害を受けた。

① 住宅

- ・ 平成11年10月に取得した東京都にある木造二階建の新築住宅（総床面積100㎡）が一部損壊した（取得価額は不明）。

② 家財

- ・ 住宅の損壊に伴い、家財も損壊した（取得価額は不明）。

③ 車両

- ・ 平成30年10月に取得した普通自動車が水没し廃車せざるを得なかった（取得価額は150万円）。

●上記の方の雑損控除の計算の基礎となる「損失額」について、次葉の資料に基づき、上記の計算方法で計算すると、右の「計算書」のとおりとなります。

被災した住宅・家財等の損失額の計算書

住所		東京都千代田区霞が関3-1-1	
氏名		国税 太郎	
損害年月日	2019/9/5	損害の原因	台風15号による被害
住宅・家財等の損失額の計算			
住宅の種類		住宅	
住宅の構造・区分		木造二階建	
住宅の取得年月		平成11年10月	
住宅の床面積		100.00㎡	
被害の区分		一部破壊	
浸水時間			
土砂（海水）の流入		無	
1 住宅の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円
	(1) 以外の場合 (2) 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	円
	(①・②) × 0.9 × 償却率 × 経過年数	③	円
	被災直前の時価相当額 (①・② - ③)	④	円
	損害額 (④ × 被害割合)	⑤	円
	保険金などで補てんされる金額 (保険金などの支払総額はカッコ書きに記載)	⑥	円
	差引損失額 (⑤ - ⑥)	⑦	円
	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧	円
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 30歳：夫婦) 生計を一にする親族による加算額 大人 (18歳以上の者) 1人につき 1,300,000円 子供 (18歳未満の者) 1人につき 800,000円	⑨	円
	被災直前の時価相当額 (⑧ + ⑨)	⑩	円
2 家財の損失額	損害額 (⑩ × 被害割合)	⑪	円
	保険金などで補てんされる金額 (保険金などの支払総額はカッコ書きに記載)	⑫	円
	差引損失額 (⑪ - ⑫)	⑬	円
	普通・軽の区分	普通	
3 車両の損失額	取得年月	平成 30 年 10 月	
	車輛の取得価額	⑭	円
	⑭ × 0.9 × 償却率 × 経過年数	⑮	円
	被災直前の時価相当額 (⑭ - ⑮)	⑯	円
	損害額 (⑯ × 被害割合)	⑰	円
	保険金などで補てんされる金額 (保険金などの支払総額はカッコ書きに記載)	⑱	円
	差引損失額 (⑰ - ⑱)	⑲	円
	災害関連支出の金額	㉑	円
	損害額の合計 (本体の損失+災害関連支出)	㉒	円
	差引損失額の合計	㉓	円
保険金などで補てんされる金額の合計	㉔	円	
被害割合	㉕	17 %	

別表 1 非業務用資産の償却率

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

(注) 1 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
2 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

別表 2 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			住 宅	家 財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊 (倒壊に準ずるものを含む)		% 100	% 100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半 壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m以上	平 屋	80(65)	100(100)	・海水や土砂を伴う場合には左の割合を使用し、それ以外の場合には、かつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55(40)	85(70)	
	床 上 1 m以上 1.5m未満	平 屋	75(60)	100(100)	
		二階建以上	50(35)	85(70)	
	床 上 50cm以上 1 m未満	平 屋	60(45)	90(75)	
		二階建以上	45(30)	70(55)	
	床 上 50cm未満	平 屋	40(25)	55(40)	
		二階建以上	35(20)	40(25)	
	床 下		15(0)	-	

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

別表 3 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）	170	235	245	234
北海道	172	(151)	(179)	(209)
青森	(161)	286	288	(205)
岩手	176	241	256	(205)
宮城	171	259	258	(225)
秋田	(165)	—	(209)	(208)
山形	170	(22)	252	(161)
福島	174	(199)	261	(218)
茨城	(168)	(189)	(215)	(210)
栃木	(166)	(165)	(244)	(209)
群馬	(168)	(186)	(235)	(210)
埼玉	(162)	(228)	264	240
新潟	175	(209)	(187)	(201)
長野	186	244	248	(222)
千葉	170	427	248	(230)
東京都	177	272	312	285
神奈川	(167)	270	274	255
山梨	180	—	259	(230)
富山	175	(143)	278	(193)
石川	170	—	(207)	239
福井	(167)	—	(211)	236
岐阜	(169)	319	(215)	235
静岡	176	235	(228)	238
愛知	175	(211)	(234)	241
三重	183	—	(191)	237

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
滋賀	(161)	(212)	(207)	(222)
京都	170	290	(240)	237
大阪	(159)	(127)	(233)	(226)
兵庫	(167)	(208)	(233)	(230)
奈良	(161)	(156)	(177)	(222)
和歌山	(162)	(176)	(157)	(229)
鳥取	177	—	(194)	(202)
島根	173	—	(219)	(182)
岡山	181	(18)	(203)	(221)
広島	(169)	(176)	(220)	(227)
山口	171	—	(222)	(230)
徳島	(162)	—	(196)	(187)
香川	175	(201)	(200)	(199)
愛媛	(167)	(12)	(163)	(204)
高知	176	—	(189)	(213)
福岡	(163)	(192)	(200)	(216)
佐賀	(162)	—	(217)	(199)
長崎	(165)	333	(209)	(217)
熊本	(167)	(135)	(201)	(212)
大分	(162)	254	(183)	(226)
宮崎	(153)	—	(206)	(184)
鹿児島	(165)	272	(190)	(194)
沖縄	192	(190)	(205)	250

(注) 該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合（かつこ書き）又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

別表 4 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。